

法テラス千葉への 寄附のお願い

法テラスは、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して活動しています。

市民のみなさまがどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる社会になれるよう、ご支援をよろしくお願いいたします。

法テラスについて

- 法テラスは、犯罪被害者支援や民事法律扶助、司法過疎対策など、公共性の高い各種の業務を行っており、寄附金はこれらの事業資金として有効に活用させていただきます。

情報提供業務

民事法律扶助業務

国選弁護業務

犯罪被害者支援業務

司法過疎対策業務

ご寄附のお申し込み

- 所定の「寄附金確認書」(申込書)を法テラスへご提出ください。
- ご寄附の金額は2,000円以上でお願いします。
- FAX・郵送・持参いずれの方法でも結構です。
- ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、千葉地方事務所(法テラス千葉)で受け付けています。ご不明の点がございましたらご照会ください。

寄附金の納付

- 寄附金は、法テラス千葉へご持参いただくか、お振込みご希望の場合は、法テラスより指定の銀行口座をお伝えいたしますので、そちらへお振り込みください。
- 寄附金の納付を確認した後、速やかに「領収証」を発行いたします。
- ※当センターにおいて、寄附金の受入れが適当でないと判断した際には、ご入金後であっても受入れを辞退させていただく場合がございます。その際には、ご寄附を返金させていただきますので、あらかじめご了承ください。

▼ホームページはこちらから▼



日本司法支援センター

法テラス

【ご照会先】 日本司法支援センター千葉地方事務所(法テラス千葉)

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-5-1 Qiball 2F

電話:050-3383-5381(業務時間 平日 9時~17時)

Mail: chiba@houterasu.or.jp



寄附金確認書

日本司法支援センター理事長 殿

1 寄附金の額

金 _____ 円

※2,000円以上1円単位の金額をご記入ください

2 寄附の理由 ※用途を特定する場合は、こちらの欄にご記入ください

上記金額を寄附します。

年 月 日

住 所

電 話

職 業

氏 名

本様式は、寄附先の法テラス事務所（本部、地方事務所、支部、地域事務所）へご提出ください。
電子メールの場合は、本部寄附金受付窓口kifukin@houterasu.or.jpまでご送付ください（寄附金以外のお
問合せ等にはご利用いただけません）。
本書面でいただいた個人情報（氏名、住所、寄附金額、寄附日等）については、寄附金控除等の税務処理
手続を円滑に進めるために、都道府県または市区町村に対して提供する場合がありますことをご了承くだ
さい。